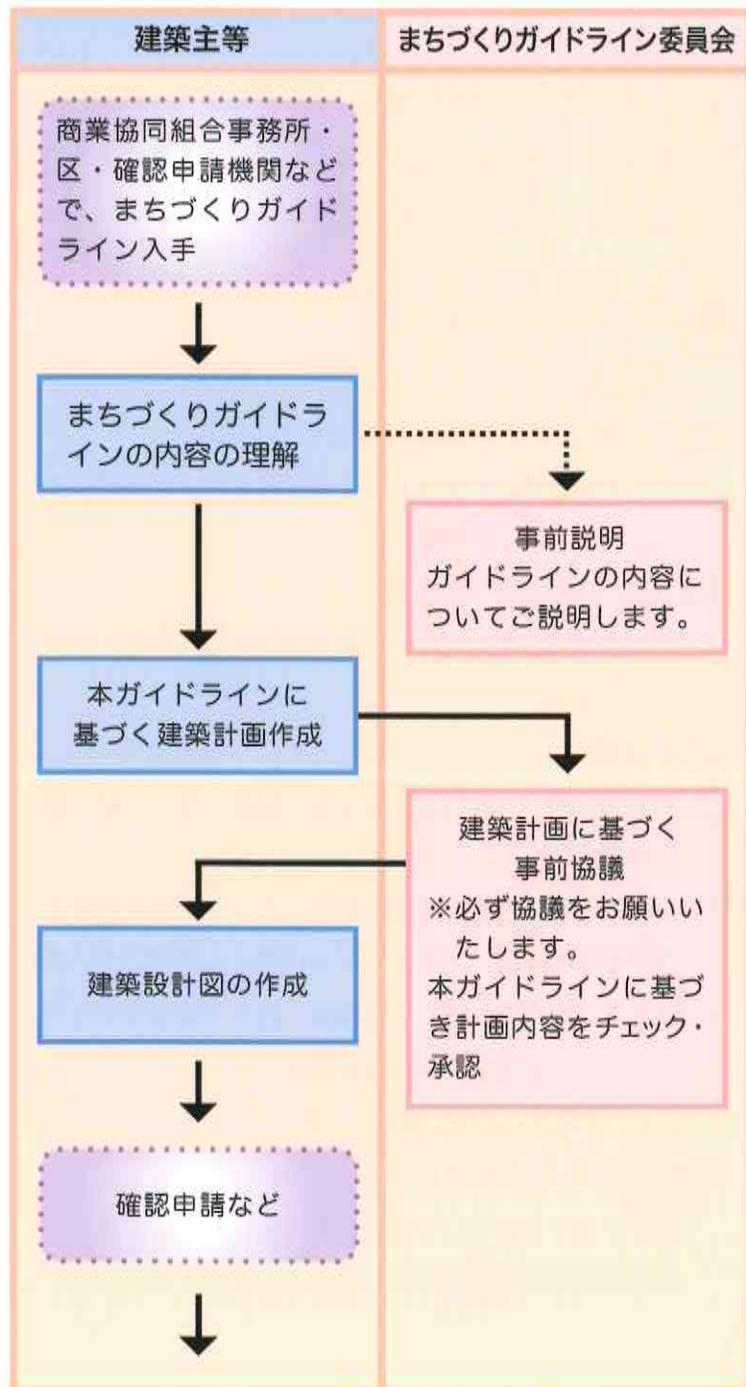


■ まちづくりガイドラインの手続きの流れ

- ・具体的な建築計画を行う前に必ずまちづくりガイドライン委員会と区・確認申請機関と事前協議をお願いいたします。
- ・まちづくりガイドラインの内容にそぐわない場合には建築計画の修正をお願いすることがあります。



蒲田駅東口商店街エリア まちづくりガイドライン



■ 蒲田駅東口商店街エリア内で 新築・改築・テナント入れ替えを お考えの皆さんへ

蒲田東口地区まちづくり協議会では、蒲田駅東口商店街エリアにおいて、商いが続けられ、住みやすい安全安心なまちを目指して、まちづくりガイドラインを策定しました。

区域内で新築・改築・テナントの入れ替えをお考えの皆さんは、ガイドラインの趣旨をご理解の上、遵守して頂くようお願いいたします。

平成21年1月策定
平成27年4月改定
蒲田東口地区まちづくり協議会
まちづくりガイドライン委員会

適用の区域

ガイドラインの適用の区域は、以下の地図に示す区域とします。



凡例

-  このエリア全体の建築敷地
-  この道路に隣接する建築敷地

連絡先

蒲田東口地区まちづくり協議会
まちづくりガイドライン委員会
(蒲田東口商店街商業協同組合事務所内)

大田区蒲田五丁目23番5号
TEL 03(3731)1200
FAX 03(3738)2002

まちづくりの基本的な考え方

この蒲田駅東口商店街エリアまちづくりガイドライン（以下ガイドラインという）は、生涯を健やかに生き生きと暮らせる安全安心なまちを目指して、住民や事業者（注）、建築者等みんなで守るルールです。

「蒲田駅東口商店街エリアまちづくり憲章」を基本的な考え方として、建物やまちの管理、運営に関するルールを定め、首都国際空港の玄関口に相応しいにぎわいのあるまちをつくり、育て、守っていきます。

◀蒲田駅東口商店街エリアまちづくり憲章▶

私達は、大田区を中心拠点である蒲田のまちを愛し、商いが続けられ、住み心地が良い、安全安心なまちを目指します。

また、地域の特性を活かし、文化・歴史・伝統を守り、まちの活力とくらしの安全性の向上を目指します。

- 1) 子どもを育み、高齢者が住み続けられ、誰もが健康で生きがいを持って暮らせるまちを作ります。
- 2) 商いを大切に、蒲田が世界に誇れる輝くまちとなるように整備していきます。
- 3) 連帯と協調のもとに秩序ある環境整備に努め、治安の良い、防災性に優れたまちづくりを進めます。
- 4) 地域と行政が連携・協働を進め、良好な経済活動を持続出来るまちにします。

（注・・・事業者とは建物所有者、テナント、自営業者等を示します。）

まちづくりガイドライン

■ 建物用途・形態

～明るくにぎわいのあるまち並みの実現に向けて～

（1）商店街とマンションの共存

・低層部に商店や人が集まる施設を導入する。

「1、2階の商業的仕様」

販売、サービス等の店舗、飲食店（夜だけの営業は除く）

ショールーム、銀行、病院、公共施設、文化施設等

（2）迷惑用途の禁止

・性風俗等営業は禁止します。

（3）バリアフリー対応

・店舗、施設等の出入り口は段差のないようにしましょう。

■ 歩行者の安全性

～歩きやすく楽しい商店街となるように～

（1）道路上の障害物の禁止

・道路上の置き看板、商品のはみ出しは禁止します。

（2）放置自転車について

・放置自転車の防止に努めましょう。

・店舗、施設、事業者等は必要とされる台数の駐輪場の設置に努めましょう。

（3）路上での禁止事項

・路上での客引き、販売、セールス等は禁止します。

（4）路上での販売制限

・大田区、蒲田警察署、当商店街の許可のない露天販売は禁止します。

（5）歩行者の安全性

・歩行者、自転車、自動車それぞれが、安全で快適に通行出来るよう工夫しましょう。

■ まちの美化

～潤いあるまちにするために～

（1）花と緑でいっぱいのまちにするために

・花を植え、きれいにする事に努めましょう。

・川辺の環境を整えましょう。

（2）ごみのないまちにする

・道路からごみをなくし、きれいなまちを作りましょう。

・ポイ捨て、歩きタバコ禁止区域を守りましょう。

■ まちの管理・運営

～みんなで街をつくり、育てていくために～

（1）ガイドラインをみんなで守るために

・建物所有者は、テナントにこのガイドラインを守ってもらうようにして下さい。

（2）商店街活動への参加

・事業者は商店街に入会し、商店街活動に積極的に参加しましょう。

（3）手続き

・建築主と商店街と町会との3者で建築の協定を結ぶ事とします。

・区域内で建築計画、店舗の改装、テナントの入れ替え等があるときは、ガイドラインに関する内容について「蒲田東口地区まちづくり協議会」内の「まちづくりガイドライン委員会」の承諾を得ることとします。

・上記の手続きに必要な書類、手順などは別途定めます。

（4）ガイドラインの見直し

・ガイドラインについては、必要に応じて詳細の基準の検討や内容の見直しを行っていきます。